

秋葉第一バスケットボールクラブ（新津一中学校地域バスケットボールクラブ） 規約

第1章 総則

- ・第1条 本地域クラブの名称は、「秋葉第一バスケットボールクラブ」（以下「本クラブ」という）
- ・第2条 本クラブは、新潟県中学校体育連盟および日本バスケットボール協会（JBA）に所属する。
- ・第3条 本クラブの事務局は、代表者自宅住所に置く。

第2章 目的

- ・第1条 活動を通して、技術や体力の向上、規範意識や社会性を高め、豊かな人格を形成する。

第3章 運営

- ・第1条 本クラブは規定（第3章第2条）されたクラブ活動費を徴収して運営にあたる。ただし、部費不足により運営が困難な場合は、臨時会議を開催し、話し合いの上、代表の認可のもと徴収する。
- ・第2条 本クラブの入会金は徴収しない。活動費は、月額3000円とする。
（※兄弟2名以上の在籍は、2人目から半額割引とする）
納入は、納入月の1日から10日までに延滞なく納入すること。
別途、JBA 競技者登録料を徴収する。（2000円/年）
- ・第3条 活動費は入部した当月から発生するものとする。クラブ活動費の年度内の変更は原則行わないものとする。変更を行う場合は臨時会議で話し合いの上、代表の認可のもと決定とする。
- ・第4条 活動に必要な用具等の費用は個人負担とする。
- ・第5条 試合、遠征時の送迎については、保護者と相談の上、公共機関、貸切バスを利用するように努める。保護者送迎において、移動中の交通事故等は当該車両の自動車保険等に対応するものとし、当クラブは一切の責任を負わない。

第4章 入会及び退会について

- ・第1条 入会は小学校5年生以上から中学校3年生以下までとする。
- ・第2条 入会及び退部は本人の意思を尊重するが、必ず保護者の承諾を必要とする。
- ・第3条 入会するものは規約に同意したのち、入部届を提出することにより入部と認める。
- ・第4条 退会の場合は、退部届を提出した時点で退部とみなす。
- ・第5条 退部するとき、すでに納入した部費は返金しないものとする。

第5章 組織

- ・第1条 本クラブは、選手・保護者、本クラブの目的に賛同して奉仕活動を行う賛同者で構成する。
- ・第2条 本クラブでは、次の役員を置き、重要議案を討議する役員会議を適宜行う。
1 代表1名 2 副代表1名 3 事務局長1名 4 監督1名 5 コーチ若干名
6 会計1名 7 会計監査1名 ※兼任は認める
- ・第3条 役員の任免と任期
1. 代表は役員会議で選任し総会で報告する。

2. 副代表、事務局長、監督、会計、会計監査の任免は代表が行う。コーチの任免は監督が行い、代表の承認後、総会で報告する。
 3. 本団体の事務を処理するために、事務局及び事務局員を置く。
- ・第4条 年1回の総会を開催する。
1. 総会は次の事項を審議、報告する。
 - (イ) 事業報告、会計報告の審議
 - (ロ) 事業計画、予算計画の審議
 - (ハ) 規約の改正の審議、役員の変更の報告
 2. 代表は必要に応じて役員を招集し議長となる。
 3. 総会の議決権は選手1名につき保護者1名とする。
 4. 出席者の過半数により議決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第6章 会計

- ・第1条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。
- ・第2条 会計最終年度に余剰金があるときは、次年度に繰り越すものとする。
- ・第3条 会計年度の収支の決算書及び領収書等すべての書類を会計監査が確認する。

第7章 管理責任および保険

活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任は、当団体にある。

- ・第1条 生徒同士のトラブルについては、当団体で対応する。
- ・第2条 スポーツ安全保険の加入（800円/年）を義務とする。
- ・第3条 スポーツ保険の加入は本クラブで行い、保険料は入会した生徒（家庭）負担とする。
- ・第4条 本クラブの体験練習時、及び本クラブの活動外で起きた過失事故においては補償対象にはならない。同時に本クラブ及び役員に損害賠償請求を行うことはできない。
- ・第5条 活動中及び活動場所との往復時の怪我や事故について、本クラブ及び役員、その他関係者に損害賠償請求を行うことはできない。

第8章 活動日・場所

平日は学校の勤務時間終了（16：45）以後から始まり、18：40までとする。（新津第一中）
火・水曜日は学校開放（19：00～21：00）の時間帯で行う。（会場は両日とも新津第五中学校）
平日・週末ともに練習日は週に1日は休養日を設ける。（練習試合・大会などは除外する）

第9章 その他

- ・第1条 保護者・コーチングスタッフおよび外部識者でクラブ活動運営協議会を設置し、他のクラブとの情報収集、連絡、調整を行う。問題、課題等について必要に応じて協議会を開催し、クラブに指導、助言を行う。
- ・第2条 改正については、クラブ活動運営協議会で必要に応じて随時本規約を改正することができる。とともに、本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。